

廃棄物再生事業者の登録等に関する取扱要綱

	(廃対第144号) (平成17年4月1日)
改正	(廃対第386号) (平成17年9月29日)
改正	(廃対第748号) (平成18年3月28日)
改正	(循環第593号) (平成23年3月31日)
改正	(循環第407号) (平成24年12月19日)
改正	(循環第466号) (令和元年12月13日)
改正	(循環第170号) (令和3年6月10日)
改正	(循環第468号) (令和8年3月16日)

第1 目的

この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録（以下「登録」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 登録

岡山県の区域において、廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、第3に定める基準に適合するときは、その事業場ごとに知事の登録を受けることができる。

第3 登録基準

1 第2に定める廃棄物再生事業者の登録基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第16条の2に定める廃棄物再生事業者の登録基準とする。

- (1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。
- (2) 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。

ア 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設

イ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設

ウ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設

エ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設

オ アからエまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設

- (3) 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- (4) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (5) その他事業を適正に行うことができる者であること。

2 1の(1)、(2)の施設は、次の措置が講じられていること。

- (1) 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭をいう。）の発生の防止のための措置
- (2) 廃棄物の飛散及び流出を防止するための措置
- (3) 施設において生じた廃棄物を適正に処理するための措置

3 1の(5)のその他事業を適正に行うことができる者とは、次のいずれにも該当しない者であつて、かつ、事業を適正に行うことができる者と県民局長が認める者であること。

- (1) 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第22条の規定により登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

第4 登録申請

1 登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録申請書（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年岡山県規則第61号。以下「細則」という。）様式第17号。以下「申請書」という。）に必要な事項を記載して、事業場の所在地を管轄する県民局長（以下「管轄県民局長」という。）に提出しなければならない。

2 1の申請書には、次の書類を添付しなければならないものとする。

- (1) 事業場の図面及び付近見取図
- (2) 事業の概要を記載した書類
- (3) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに写真
- (4) 第3の2の措置が講じられていることを明らかにする書類
- (5) 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書とする。以下同じ。）
- (6) 個人である場合には、住民票の写し
- (7) 業務経歴を記載した書類
- (8) 事業を適切に行うことができる者であることを明らかにする次の書類

ア 法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付税額を記載した書類

イ 個人である場合には、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
ウ 第3の3の(1)、(2)に該当しない者であることを誓約する書面（別記様式）

(9) その他県民局長が必要と認める書類

3 登録を受けようとする者は、岡山県環境文化関係手数料徴収条例（平成12年岡山県条例第20号）に定める手数料を納付しなければならない。

第5 登録

1 県民局長は、第4による申請書の提出があった場合には、書類審査及び事業場の現地調査を実施し、第3の登録基準に適合していると認めたときは登録を行うものとする。

2 県民局長は、1の登録をしたときは、廃棄物再生事業者登録簿（様式第1号。以下「登録簿」という。）に記載し、廃棄物再生事業者登録証明書（様式第2号。以下「登録証明書」という。）を申請者あてに交付するものとする。

3 県民局長は、1の登録をしたときは、事業場の所在地を管轄する市町村長にその内容を通知するものとする。

4 3の通知は、様式第3号に登録証明書の写しを添えて行うものとする。

5 県民局長は、第3の1の(2)イに係る事業内容について、1の登録をしたときは、県公安委員会（警察本部生活安全部生活安全企画課）にその内容を通知するものとする。

6 5の通知は、様式第4号に登録証明書の写しを添えて行うものとする。

7 県民局長は、1の登録をしたときには、速やかに登録簿及び登録証明書の写しを循環型社会推進課へ送付するものとする。

第6 変更の届出

1 政令第20条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（細則様式第18号。以下「変更届出書」という。）に必要な事項を記載して、管轄県民局長に提出しなければならない。

2 変更届出書には、次の書類を添付しなければならないものとする。

(1) 政令第17条第1項第1号（氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名）の変更にあっては、次の書類

ア 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 個人である場合には、住民票の写し

ウ 第3の3の(1)、(2)に該当しない者であることを誓約する書面（別記様式）

(2) 政令第17条第1項第3号（廃棄物の再生に係る事業の内容）の変更にあっては、事業計画の概要を記載した書類

(3) 政令第17条第1項第4号（事業の用に供する施設の種類、数量、構造又は設備の概要）の変更にあつては、次の書類

ア 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに写真

イ 第3の2の措置が講じられていることを明らかにする書類

第7 変更の届出の受理

第5の規定は、第6の変更届出書の受理について準用する。ただし、第5の1のうち事業場の現地調査については、当該変更届出書が政令第17条第1項第1号の変更のみに係るものである場合にあっては、省略することができる。

第8 登録証明書の作成上の留意点

- 1 住所及び氏名は、原則として登記事項証明書又は住民票のとおり記載する。
- 2 登録年月日は、登録又は変更届出書の受理の年月日を記載する。
- 3 事務所の所在地及び事業場の所在地は、原則として申請書又は変更届出書のとおり記載する。
- 4 廃棄物の再生に係る事業の内容は、申請書又は変更届出書に基づき事業の内容を簡潔かつ明確に記載する。
- 5 登録番号は、登録年月日及び次による登録番号を記載する。

備前県民局	1×××××
備中県民局	3×××××
美作県民局	8×××××

- (備考) 1 6桁番号とし、下5桁は局一連番号とする。
- 2 登録時の番号は、当該事業場が廃止されるまで継続する。
 - 3 一の事業場が廃止された場合、当該事業場に適用されていた登録番号は、永久に欠番とする。
- 6 備考は、変更届出書の提出があった場合に限り設け、次の例により変更の経過を記載する。
- (例) (1) ○年○月○日 変更届出書受理 (代表者の変更)
- (2) ○年○月○日 変更届出書受理 (・・・の変更)

第9 廃止、休止又は再開の届出

- 1 政令第21条の規定による事業場の廃止、休止又は再開の届出は、事業場廃止(休止・再開)届出書(細則様式第19号。以下「廃止等届出書」という。)に必要な事項を記載して、管轄県民局長に提出しなければならない。
- 2 廃止等届出書が事業場の廃止に係るものである場合には、登録証明書を添付しなければならない。

第10 廃止、休止又は再開の届出の受理

第5の規定は、第9の廃止等届出書の受理について準用する。ただし、第5の1のうち事業場の現地調査、第5の2のうち登録証明書の交付、第5の4及び6並びに7のうち登録証明書の写しの添付については、省略するものとする。

第11 登録証明書の再交付

- 1 登録廃棄物再生事業者は、登録証明書をき損し、汚損し、又は紛失したときは、直ちに登録証明書再交付申請書(細則様式第20号)により管轄県民局長あてに再交付申請を行い、登録証明

書の再交付を受けなければならない。

- 2 1の再交付申請の際、き損又は汚損の場合にあつては、き損し、又は汚損した登録証明書を添付しなければならない。

第12 登録の取消し

- 1 県民局長は、登録廃棄物再生事業者が政令第22条各号に該当するに至ったときは、その登録を取り消すものとする。
- 2 県民局長は、1による処分をしようとするときは、あらかじめ、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に規定する手続をとるものとする。
- 3 県民局長は、2により登録を取り消した場合は、登録簿に記載し、登録取消通知書（様式第5号）により当該処分を受けた廃棄物再生事業者に通知するものとする。
- 4 第5の3から7までの規定は、登録の取消しについて準用する。この場合、第5の4、6及び7中「登録証明書の写し」を「登録取消通知書の写し」と読み替えて適用するものとする。

第13 登録証明書の返納

登録廃棄物再生事業者は、次のいずれかに該当するときは、管轄県民局長に登録証明書を返納しなければならないものとする。

- (1) 事業場を廃止したとき。
- (2) 登録の取消しを受けたとき。
- (3) 紛失により再交付を受けた後、紛失した登録証明書を発見したとき。

第14 登録廃棄物再生事業者の協力義務

登録廃棄物再生事業者は、次に努めなければならないものとする。

- (1) 廃棄物の再生を促進すること。
- (2) 地方公共団体から協力の要請を受けたとき、それに協力すること。

第15 登録廃棄物再生事業者の遵守事項

- 1 登録廃棄物再生事業者は、その事業場ごとに、その見やすい場所に登録証明書を掲げなければならないものとする。
- 2 前項の規定による掲示は、登録証明書の内容を当該事業のウェブサイトへ掲載する措置を講ずることにより行うことができる。
- 3 登録廃棄物再生事業者は、登録証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならないものとする。

第16 実績報告

登録廃棄物再生事業者は、毎年6月30日までに、前年度の実績を、廃棄物再生実績報告書（様式第6号）により管轄県民局長に報告しなければならないものとする。

第17 報告の徴収

県民局長は、この要綱の施行に必要な限度において、登録廃棄物再生事業者から報告を徴収することができる。

第18 電子情報処理組織を使用して行う手続の特例

- 1 第16の規定による申請（以下「申請書等」という。）については、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた申請書等は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年岡山県規則第18号）及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領（平成16年2月23日制定）の規定を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 「廃棄物再生事業者の登録に関する要綱（平成5年2月15日廃対第406号。以下「旧要綱」という。）」は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱により登録を受けている登録廃棄物再生事業者の事業場に係る登録番号は、第8の5にかかわらず、当該事業場が廃止されるまでは当該登録番号を適用する。

附 則

この改正要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年12月19日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和8年3月17日から施行する。